

状態、生活状況や背景などの関連で行われ、診断（指導仮説）を決定する。

6 指導方針

指導方針のなかには、具体的に、だれが、どのような形で、どのように行っていくか、どのような困難が予想されるかなどについて考慮しながら決めていく必要がある。

7 指導経過

指導方針に従って指導を行えば、問題が消滅するとは限らない。即ち、消滅する場合もあるし、逆にだんだんひどくなっていく場合もある。従って、診断（指導仮説）の修正のためにも、経過を記述する必要がある。そして、その中で現時点における問題点は何かをうきぼりにしておきたいものである。

4. 事例研究会のもち方

(1) 組織

子供の理解に関心をもち、子供に目をむける教師がひとりでもふたりでも出てきたら、子供について話し合う機会をインフォーマルでもよいからもちたいものである。それが学年会や教科部会等への話し合いに発展すればよいのである。

いずれにしても、話し合いを深めるためには、参加者数はあまり多くなく、7～8人くらいが適当であろう。ただ、問題の性質上、全教師の意見をきき、全校的な指導体制を確立する必要がある事例の場合は、職員会議などに提案する前に、少数で十分検討するような段階を経るべきである。

実務上の観点から考えれば、各学年会議に事例研究会を位置づけ、事例と学校の体制に応じて、生徒指導主事、教頭等関係者の参加も可能にしておくのがよい。なお、小学校においては、低・中・高学年部会などによることも考えられる。

学年単位の事例研究会と併行して、生徒指導委員会（部会）などでも事例研究会がもたれ、学年間の連けいを保つようにする必要がある。この委員会